

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

平成 2 7 年 1 0 月 9 日 (金)

杉 並 区 議 会

目 次

意見書の提出について	3
------------------	---

議会運営委員会理事会記録

日 時	平成27年10月9日(金)		午後4時54分～午後5時25分	
場 所	第2委員会室			
出席理事 (7名)	理事	井口 かつ子	理事	脇坂 たつや
	理事	渡辺 富士雄	理事	増田 裕一
	理事	原田 あきら	理事	佐々木 浩
	理事	そね 文子		
欠席理事				
理事以外の 出席議員	議長	はなし 俊郎	副議長	横山 えみ
出席理事者				
事務局職員	事務局長	本橋 正敏	事務局次長	植田 敏郎
	議事係長	野澤 雅己	庶務係長	本島 健治
	調査係長	福羅 克巳	議会法務係長	杉原 正朗
	担当書記	太刀川 修		

(午後 4時54分 開議)

井口理事 これより議会運営委員会理事会を開会する。

《意見書の提出について》

井口理事 前回持ち帰りとなっていた外国人の人権が十分尊重されることを求める意見書について協議していく。

渡辺理事より新たな案の提示があったので、説明をお願いします。

渡辺理事 佐々木理事からもう1案、「資料1」が出されたので、私は前の「参考」のほうのお話をさせていただく。

これは、さきの理事会で一応提案して、1点だけ、ここで修正するとすれば、表題の「外国人が」というところを「すべての国の人々が」ということに変えるということと、下から4行目の「外国人の人権が」というところを「すべての国の人々の人権が」と変えるというところが、この間最後にお話をしたところなので、そこだけつけ加えておく。

「資料1」については、佐々木さんのところから出たものなので、そちらから説明していただいたほうがいい。

佐々木理事 我が会派でいろいろともんで、大きな趣旨は、日本国内でヘイトスピーチという、何か我々日本人が国内でこういったことをやっているということだけをクローズアップするのではなくて、世界中でいろいろなこういう人権問題があり、そして我が国の中でもいみじくもこういう人権問題がクローズアップされてきてしまっている。そういう中で、日本こそが率先して世界の国をリードしてこういった人権問題に取り組もうというような趣旨に切りかえたらどうかということで、いろいろと文言を入れて、国内のヘイトスピーチ以外にも、シリアの難民の問題とか、そういう問題を具体的にちょっと入れて、非常に理念的になるが、包括的な内容にさせていただいた。

井口理事 以上で説明を終わるが、それでは、各会派のご意見をお伺いする。

脇坂理事 2つ読ませていただいた。正直に申し上げるが、佐々木さんの会派から出された意見書は、中身としては賛同するものであって、私たちとして反対をするものではない。

とはいっても、これまでの議論の経緯があった中で、理事会として各会派、思想信条が違っても意見をまとめて意見書を出そうではないかというところがあった中で、これは余りに振り出しに戻る話なのではないかなというところがあるので、私たち会派としては、とは言っても、先ほど渡辺理事からの提案の中に「すべての国の

人々が」という総括的な、うまくまとまるような言い方をされた中で、こちらではどうしていけないのかなという思いもありながら、ほかの理事の皆さんの意見も、いま一度改めて聞いてみたいと思う。

渡辺理事 改めて、佐々木理事のところからいただいた内容であるが、やはり特定の国名を入れるというのは、意見書の性格からしていろいろな誤解を招くことになると思う。これが別に外交問題に発展するとは思わないし、事実起きていることも間違いない。ただ、そこだけではない。いろいろな国にもっといろいろなことがあるかもしれないということで、代表的な事例かもしれないが、特定の国を挙げるのは、ここで表現するのは難しいかなと思っている。

もう1つ、民族問題、拉致問題は、基本的には、差別というよりも本当に犯罪に近いような状態なわけである。根底には差別があるのかもしれないが。それと、もともとの発想としては、国内における外国人に対するヘイトスピーチということで、その論議から始まっているわけで、確かに根底には差別がある。国内の差別に対して、日本人としてきちっとその辺は矜持を持って当たっていこう、ぜひ皆さん、そういうことを考えていこうよという中で、国内だけではないよという当初の話があったので、例えば、「参考」のほうだが、「杉並区議会は、言葉の暴力であるヘイトスピーチのない世界を希求し、」という、そういう一言もここに入れさせていただいたり、その辺、どこまであれかというのはあるが、その辺を考慮して、つけ加えた部分というのは、このままだとちょっと無理があるのかなと。内容はあくまでもヘイトスピーチから始まって、それだけではないにしても、そこから完全に離れていくような話になっていくので、何とかお願いできないかなと思う。

増田理事 うちの会派でも見せていただき、余りにも包括的過ぎて、本来の趣旨というか、ちょっとピンぼけしちゃっているのかなというのを、途中の文章で率直な感想として抱いた。

包括的といいながら、途中、例えば中国の少数民族の差別問題やシリア難民問題であるとか北朝鮮による拉致被害者の問題であるとか、個別具体的な事例が、今し方、渡辺理事からも指摘があったことなのだが、指摘があつたりして、この意見書の骨格としては、人種差別的な意識に基づくヘイトスピーチを初めとする人権問題ということであるので、途中の文章が余りにも包括的過ぎて、最後の「ヘイトスピーチ対策を含めた幅広い啓発活動を行うなど、」というところに集約していくような文章になってないので、私は、内容としては反対ではないのだが、もう少し精査していかなければならない。きょうこの場でやるか、していかなきゃいけないなというような会派の意見

である。

原田理事 ここに新たに挙げられた少数民族への差別問題、シリア難民問題、北朝鮮における拉致被害者問題というのは、むしろ問題として既に認められている、中には犯罪だと言う人もいるわけである。今言われているヘイトスピーチというのは、同会派の議員とも話していたのだが、例のウジ虫ども出ていけとか、死ねとか、聞くにたえない異常なデモ活動とか、ああいうのが犯罪というか、それを取り締まるものが何にもない状況である。そこにちゃんとした規制をかけないといけないよねとって出てきた話であるので、しかも、かなりこれまでまとまってきている。これまでの案については、その点もかなりぼかして、誰もが賛同できるような内容になっているんじゃないのかなと思うので、その点では今までのもので行きたいなというところである。

そね理事 私たちの会派でも、「一方」というところから国外の問題になっているのだが、これは今回議論されてきたものとは別の問題というふうに考えて、やはりヘイトスピーチに対する意見書だったということから考えて、これが新たに加わったほうでの意見書を出すことは難しいという考えである。

佐々木理事 この文言の中で、例えばご指摘をいただいた、中国あるいはシリア、北朝鮮、こういう具体名に関しては、例えば国外においてそういういろいろな問題があるというようなぼかし方はありかなと思う。これは自民党さんもいっていたが、在外で我々日本人もそういう差別的な扱いを受けているんだよということをしかりどこかで残したいという意図もあって、そういう意味で、国内でもあるが、外にもいろいろ問題があるんだよと。だけれども、そういう意味で、国際社会全体を挙げてやる、その率先をするのが我が国日本であるという、そういうようなことであるならば、我が会派もそれはそうだが、そのとおりだということになったので、そういう方向性でやってみた。なので、中国やシリアや北朝鮮というのは、別にうちも、適当にやってもそれは全く問題ない。

増田理事 先ほど聞けばよかったのだが、佐々木理事にちょっと質問だが、きょう「参考」として配られている意見書の、前回のものから「資料1」に変わった部分として、日本国憲法第14条の引用の部分だが、これは端的にどのような趣旨で見直されたのかなというのをちょっと伺いたい。

佐々木理事 あえて詳細な文章を載せる必要はなく、日本国憲法という一言で、これは終了できるということである。

渡辺理事 まとめ役で、いろいろ皆さん方の思いをこれまで聞いてきた。それで、今佐々木理事のほうから、そういう形であればということで、個別具体的な国名だとか事例というのを少し削ってもいいような話をいただいているが、どういう表現がいいかわから

ないが、例えば国外においてもそういうことがある。一方、これはそね理事のところと原田理事のところからちょっと話があり、日本人が外でやられていることをどこまでやるんだというような話を表現するのは、この程度の表現で、ここには、さらに、在外邦人が差別的な被害を受けることも「多々あり」ではなくて「など」ぐらいにしておいて、そういう形でやるというふうになればどうかと。

「人種的」という言葉が、確かに国連なんかでは人種的という話が出てくるが、ちょっと言葉としてはあれなのだが、国際問題という、国ということも含めて、実際は人種にはなってくるのだろうが、この辺を例えば「さまざまな形の人権問題」とか、そういう形で少し変えていく。最後は人種的な差別のないというか、ここも「人種的」という言葉が皆さんがいいといえればこのままでもいいと思うが、そんな感じで、もしまとめられるのであれば、原田理事のところとそね理事のところと在外邦人の扱いをこの程度の表現でいいというのであれば、そういう形ではお願いできないかなと、個人的な意見としては。

佐々木理事 追加で説明なのだが、文体のほう、今までの「参考」案だと意見書的な文体である。ちょっとかた苦しい内容で、これは慣例でそうしているのだが、うちの会派から、もう少しやわらかく、わかりやすくということが出ていたので、です・ます調にしていて、意見書としては本当は力強いほうがいいのかもかもしれないが、「要請する」とか「言える」とか「見受けられる」とかそういう言葉よりも、もう少し日常語を使ったほうがいいだろうということも変更させていただいた。

井口理事 内容についてはいかがか、佐々木理事。

佐々木理事 おおむねそういう方向であるならば修正の余地はあると思う。

原田理事 渡辺さんは、今言ったようなことで書きかえるということか。それでいいんだと思うが。特定の問題とか出すと見解のずれとか出てくるので、国際問題として各地で人種差別の問題がある、振り返ってこの日本でもヘイトスピーチの問題が起きている、日本人が率先してこうした問題を解決していかなければいけないということで意見書という流れでいいということですね。よくわかった。

そね理事 そこはぼかしていただくということなのだが、憲法のところについても、できれば残していただきたかったと思う。あと、どの程度ぼかすのかとか、また、「参考」の意見書をもう一度見てみないと、会派の意見もあるので、修正がされたものについてまた検討するというのであれば、検討はするが、それも含めてやはり会派で相談しないと、こちらで結論が出せないということである。

脇坂理事 今、渡辺理事や原田理事のお話を聞いた中で、私どもとしても、その方向であ

れば、特段問題ないかと思っているが、例えば在外邦人とかそういう言葉が出てくるところに対して、それはどこまでお互いが許容できるのかということも含めてというのはしっかりと調整をしていただきたいと思うので、よろしく願います。

増田理事 私どもの会派は、人種差別的な考えに基づくヘイトスピーチによる人権問題ということを問題視しているのです、その部分について言及があり、その対策を求める要旨であれば、それで構わない。

渡辺理事 1点、できたら私のほうでまとめるが、です・ます調については、私は非常にいいと思う。読みやすくなっているし。言葉の強さとかというのはあるのだが、それよりもきちっと受けとめられやすい表現がいいかなと、これは私は佐々木理事のところの意見に賛成である。

もう1つ、先ほどのところをまとめるが、「一方、国外において」そこから先は、さっき原田理事がいったような内容でまとめる。国際的にも人種差別が問題になっているということ、もう1つ、「さらに在外邦人が差別的な被害を受けることも多々あり」と今のところなっているが……

原田理事 そこは完全にぼかせばいい。

渡辺理事 そういう形で、少し表現を変えてつくりかえてみたいと思うが。

原田理事 だから、すごくシンプルに短く、国際問題としてそういうのが挙げられている、振り返ってみれば日本でこういう問題が起きてしまった、これはやっぱり自ら律しましょうと。

改めて言うと、国際問題として人種差別の問題がまだ根強く残っている。振り返ってみれば、日本でもヘイトスピーチの問題が起きてしまった。オリンピックが東京に来るということを鑑みれば、率先して日本・東京からちゃんとしたヘイトスピーチの取り締まりというか、対策を講ずることは当然だというか、率先してやるんだということの流れならオーケーということですね。そういう流れで、すごくシンプルなほうがいいと思う。余りつけないで。

渡辺理事 ちょっと私のほうで取りまとめさせていただく。そね理事のところは改めて相談しながら、させていただければと思う。

半年近くかけて、ことしの3月の議会に上程されて、そこから始まった。各自治体でもヘイトスピーチに対する意見書はあちこち出ている。超党派で全会一致で出ているケースもたくさんあるので、そこと中身は少し変わって、杉並独自になるかもしれないが、ぜひこれは全会一致で出せるような形でお願いしたいと思うので、よろしく願います。

原田理事 です・ます調か、である調かということだが、伝統的に、である調が使われてきたというのは、当てずっぽうにそのときの感情で我々は意見書を出すとかではなくて、こういう議会で発するものというのは、憲法の話ではないが、しっかりとした根拠に基づいて出しているものであって、そういう強い信念というか、根拠があつての話なんだと。

かつ意見書の場合は、日本は日本国憲法の中で地方自治というのがうたわれているわけで、より国民、主権者に近いのは我々地方議会である。私たちが国に対して求める意見書というのは、へりくだったものではなくて、主権者の言葉を代弁して言っているんだという力強さのところに、である調というのはあるのではないかなと考えるので、私はちょっと、です・ます調は、区民に対しては、丁寧にとというのが最近使われている気がするが、国に対する意見書がです・ます調というのはちょっとへりくだった感があるなという気がして、何となく嫌だが、皆さんの決定に従う。

井口理事 ほかにご意見ないか。——では、資料1と2をつくってどちらがよろしいかということにしたいと思うが、いかがか。

それでは、各会派に持ち帰ってご検討いただきたいと思う。

次回の理事会については何日とするか。それによって文書の締め切りが決まるので。

脇坂理事 この上程スケジュールはどういうふうに今お考えになっているのか。

井口理事 私は、先ほど言った1と2の案をつくって、文面を各会派で検討して、事務局に上げなきゃいけないので、まず理事会の日程を決めないとその日が決まらないんじゃないですかということ。

脇坂理事 3定でやるという意気込みでよろしいか。

井口理事 はい。ということは、長い間時間をかけているので、きちっと3定でやったほうがいいんじゃないかと私は思うが、皆さんいかがか。

佐々木理事 別に急がない。いいものをつくりましょう。

議長 いやいや、さんざんここまで煮詰めてきたので。

佐々木理事 14日は。

井口理事 では、10月14日、決特の終了後。そうすると、文面については、3日前か。——だって、こうなったらきょうつくったほうがいいのではないか。全部つくるわけじゃないでしょう。

では、急いでつくって、きょうじゅうに事務局に渡すのか。

佐々木理事 いや、それは決めないでも、この日までに……。大体コンセンサスのとれたものを火曜日には皆さんのところへ。

井口理事 ほかにございませんか。

増田理事 今後の課題なのだが、会派代表者会議のときにも少々申し上げたのだが、予決特の理事者の説明について、予算書、決算書の。それがちょっと長いと思い、あれを短縮できないかなということ、席上配付だとか資料配付だとかいろいろ方策があろうかと思うのだが、そういったところで、今後の課題というか議題にしていただければなというところで、意見である。本会議場での説明である。

佐々木理事 説明は義務だから、あれ以上早くしゃべれるかという話だ。

渡辺理事 条例上どうなっているのか、研究したら。

佐々木理事 説明は義務になっているから、一部紙とか……

井口理事 説明はしなければいけないので。

議会事務局長 今、増田理事からののは、直近でいえば、本会議のときに決算の説明で約1時間かかった。あの60分というのをもう少しコンパクトにできないかという意味でよいか。

井口理事 では、事務局サイドで調べていただいて、またご報告願いたいと思う。ほかに何かあるか。

議会事務次長 先日もお願いしたとおり、政務活動費の関係書類提出、10月16日金曜日、この周知徹底のほどよろしく願います。7月から9月分までである。

もう1点ある。本庁舎の地下1階の時間外の、スロープのある出入り口であるが、こちらの改修工事について、既に周知させていただいているところである。実際、時間外窓口のところは10月11日日曜日の午前7時半から13日火曜日の午前6時の間の出入りはできないということである。そのとき皆さんは決特等で来る方もいると思うが、西棟1階、中杉通り側に臨時の出入り口をつくるということなので、既に周知済みであるが、再度周知をよろしく願います。

井口理事 ほかに何かあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

井口理事 それでは、本日の議会運営委員会理事会を閉会する。

(午後 5時25分 閉会)